

時事新報

社寺廢す可らず

社寺廢す可らず
無事無難に呈出せられて目下特別委員の審査中なる
社寺廢す可らず
社寺廢す可らず
社寺廢す可らず

營口方面の敵兵増加

營口方面の敵兵増加
二月六日午後七時五十分大本營
五日午後六時二十分ヒュンサイ發乃木少將の報に

威海衛砲臺に付獨逸士官の談話

威海衛砲臺に付獨逸士官の談話
二月二十五日芝罘に着し威海衛中日本軍が威海衛
と攻撃せんとする由傳聞し同日三時朝八時芝罘を

徵兵令中改正追加法律案

徵兵令中改正追加法律案
政府提出
(昨日の報)

二十營劉の引率にて營口に達せり

二十營劉の引率にて營口に達せり
内山參謀の報に依れば三日敵の増加兵
二十營劉の引率にて營口に達せり

の最も服せざる所なり且つ又我國の神社佛閣は世界に
有数の美觀にして外國人等の日本を云ふ者は此等の社
閣に其目を奪はるゝが爲めに往々内地を開闢

さりし傍觀中日本の水雷艦隊は絶えず艦隊を東岸砲臺
との間を往復し以て海陸兩軍の通信を爲すもの如く
なりし砲臺を陸上西岸砲臺の間に清國軍艦六艘あり

徵兵令中改正追加法律案
(政府提出)
(昨日の報)

補充兵役とは現行徵兵令第四章に於ける豫備徵員の規
定に改良を加へたるものなり現行徵兵令に在りては
豫備徵員は戰時若くは事變に際し兵員を要する時又

なり故に此四箇月間の状況と極言
平時定員の三分の一を缺くに等し
此間若し事あれば新兵を補充隊に
之を補充せしむべし是れ數年

第五條を新設するの理由
新に第五條を設けたるは已に第二章に於ける
如く現行徵兵令第四章に於ける豫備徵員

今先づ補充兵役者に教育を要する
陸軍戰時編成は野戰隊守備隊及
り成る而して補充隊の目的は一